

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、「向島中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る配慮書案」が提出されましたので、条例第9条第1項の規定に基づいて、次のとおり公告するとともに、配慮書案を縦覧に供します。

また、条例第11条第1項の規定により、配慮書案の内容について、環境配慮の観点からの意見書を次の4のとおり提出することができます。

平成27年3月17日

京都市長 門川 大作

1 事業者の氏名及び住所等

- (1) 事業者の名称 京都市教育委員会事務局
- (2) 代表者の氏名 京都市教育委員会 教育長 生田 義久
- (3) 主たる事業所の所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称
向島中学校区小中一貫教育校施設整備事業
- (2) 種類
建築基準法第2条第1項に規定する建築物の新築の事業
- (3) 規模
延べ面積 最大約17,800㎡

3 配慮書案の縦覧の場所，期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(2) 縦覧の期間

平成27年3月17日から同年4月16日まで（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

(4) 配慮書案のインターネットを利用した閲覧について

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから，配慮書案を閲覧することができます。

[URL](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000179878.html) <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000179878.html>

4 意見書の提出期限等

(1) 提出期限

平成27年3月17日 から 同年4月16日 まで

(2) 提出先

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(3) 意見の内容について

「環境配慮の観点からの意見」に限ります。

(環境政策局環境企画部環境管理課)